

春日部市保育所条例の一部を改正する条例

春日部市保育所条例（平成17年条例第92号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(休所日) 第6条 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。	(休所日) 第6条 2 市長は、前項に規定する休所日のほか、保育所の管理上必要があるときは、臨時に休所日を設けることができる。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。